

# 令和8年度沖縄県経営改善支援事業補助金実施要領

## 1 趣旨

本要領は、沖縄県経営改善支援事業補助金（以下「本事業」という。）の実施に関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県介護テクノロジー導入・共同化・経営改善等支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

## 2 目的

本事業は、沖縄県内の介護サービス事業所に対して、経営診断や経営分析等の経営改善に向けた取組を支援することを通じて経営の安定化を図り、継続的にサービスを提供できる経営基盤を確立することを目的とする。

## 3 対象事業者

以下の沖縄県内の介護事業所・介護施設を運営する者を対象事業者とする。

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

## 4 補助対象経費

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）が、独立行政法人福祉医療機構（WAM）が実施する経営診断、経営分析プログラムに係る経費を対象とする。

内容	補助率	補助上限額
独立行政法人福祉医療機構（WAM）が実施する経営診断、経営分析プログラムに係る経費	補助対象経費の4/5以内	1事業所当たり35万円

※ただし、次に掲げる費用は補助の対象としない。

- ・他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- ・消費税及び地方消費税に係る経費
- ・振込手数料
- ・保険料
- ・オンライン面談時などのインターネット回線使用料等の通信費
- ・県が実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されている経費
- ・その他、知事が本事業として適当とは認められないと判断した経費

## 5 補助金の交付申請等

### (1) 補助金の交付申請

補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1-1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (2) 補助金の事前着手

補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。この場合、交付決定前着手承認申請書（様式第1-2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (3) 事前協議書の提出等

補助事業者は、補助金の交付申請に先立ち、事前協議書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。知事は事前協議があったときは、内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付の内示を行うものとする。

## 6 補助金の交付条件

この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに補助金の変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

## 7 補助金の交付決定等

### (1) 補助金の交付決定

知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、相当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

### (2) 交付申請の取り下げ

補助事業者は、(1)の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

## 8 補助金の実績報告、額の確定等

### (1) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の1月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

## (2) 補助金の額の確定

知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## (3) 補助金の請求

補助事業者が額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

## 9 業務改善計画の作成、効果の報告及び調査への協力

### (1) 業務改善計画の作成

補助事業者は、本事業による支援の内容を踏まえて、補助を受ける介護事業所ごとに業務改善計画を作成し、県に提出すること。

### (2) 業務改善に係る効果の報告

補助事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において(1)で定めた業務改善計画に対する効果を県に報告すること。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

### (3) 厚生労働省等が実施する調査への協力

補助事業者は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること。（厚生労働省等から補助事業者に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

## 10 暴力団の排除

次に掲げる者は、本要領に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

## 11 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

本要領は、令和8年6月5日から施行する。